

福島県子育て応援パスポート事業実施要綱

平成19年7月4日 策定

平成19年11月8日 改訂

平成22年3月30日 改訂

(事業の趣旨)

第1条 本事業は、事業者と行政が協力して子育てしやすい環境を整備することにより、子育て世帯を社会全体で支える気運を盛り上げることを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業は県及び趣旨に賛同する市町村が共同して行う。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳に達した後の最初の3月31日を迎えるまでの者。
- (2) パスポートカード 前号に定める子どもがいる世帯に交付するもので、本事業に協賛する事業者の店舗等に提示することによりサービスを受けることができるものとし、その意匠は別表1のとおり。
- (3) 協賛店舗等 本事業に協賛し、パスポートカードの使用者に自ら定めた子育て応援サービスを提供する事業者又は地方公共団体(以下「事業者等」という。)の店舗又は施設。
- (4) シンボルマーク 本事業を広く県民に周知するために定めるもので、その意匠は別表2のとおり。
- (5) 協賛ステッカー 協賛店舗等が本事業に参加している旨を掲示するためのもので、その意匠は別表3のとおり。

(対象世帯)

第4条 本事業は、県内市町村に住民登録している世帯のうち、子どもがいる世帯を対象とする。

(事業内容)

第5条 本事業は、前条に定める対象世帯が、パスポートカードを協賛店舗等に提示することにより、協賛店舗等が自ら定めた子育て応援サービスを受けることができる仕組みとする。

(県及び市町村の事務)

第6条 県は、本事業の趣旨を県民、市町村及び事業者に広く周知することにより、事業が円滑に進むよう努めるとともに、次に掲げる事務を行う。

- (1) パスポートカード及び協賛ステッカーを作成すること。

- (2) 市町村に対し必要なパスポートカードを配付すること。
 - (3) 事業者等の協賛申請を受付、審査し、承認すること。
 - (4) 事業者等へ協賛店舗等ごとに協賛ステッカーを交付すること。
 - (5) パスポートカードを不正に利用した者に対しパスポートカードの返還を求めること。
 - (6) その他本事業を推進するために必要と認めること。
- 2 市町村は、本事業の趣旨を市町村内の住民及び事業者に広く周知することにより、事業が円滑に進むよう努めるとともに、次に掲げる事務を行う。
- (1) 子どもの保護者から「子育て応援パスポートカード交付申込書」(様式第 1 号) の提出を受け、記載内容を確認した後、パスポートカードを交付すること。なお、カード記載事項の変更の届出は様式第 2 号、再交付申込み及び紛失の届出は様式第 3 号、返還の届出は様式第 4 号を用いること。
 - (2) 子育て応援パスポートカード交付件数報告書 (様式第 5 号) により、基準日 (4 月 1 日、7 月 1 日、1 0 月 1 日、1 月 1 日) 現在のカードの交付状況を、各基準日から 1 0 日以内に県に報告すること。
 - (3) 交付対象でなくなった者から返還されるパスポートカードを受け取ること。
 - (4) 県が、不正に利用した者からパスポートカードの返還を求める際、当該世帯の情報を提供すること。
 - (5) その他本事業を推進するために市町村が必要と認めること。
- 3 市町村は、次の各号に規定する要件を満たす場合に限り、市町村の定める実施要綱等に基づき前項第 1 号及び第 2 号の規定によらず交付事務、異動処理等を行うことができるものとする。
- (1) 第 4 条に規定する対象世帯であることの確認を適切に行うこと。
 - (2) 第 8 条第 3 項に規定する県の調査に対応することができること。

(パスポートカードの使用等)

第 7 条 パスポートカードの交付を受けた者は、その使用に当たり、次の各号について遵守しなければならない。

- (1) パスポートカードの交付を受けた後、速やかに裏面の所定の位置に子どもの氏名及び生年月日を記載すること。
 - (2) 協賛店舗等のサービスを受ける場合は、パスポートカードを提示すること。
 - (3) 子どもが交付対象者でなくなった場合は、様式第 4 号によりパスポートカードを居住する市町村に返還すること。
 - (4) パスポートカードの記載事項 (子ども の 氏 名) に変更が生じたときは、様式第 2 号により、居住する市町村に届け出ること。
 - (5) パスポートカードの交付を受けた世帯以外の者に、パスポートカードを貸与しないこと。
- 2 既にパスポートカードの交付を受けた者がパスポートカードを紛失又は破損した場合は、様式第 3 号により、居住する市町村に対して再交付を申し出ることができる。
- 3 原則としてパスポートカードは子ども一人に 1 枚の交付とする。

(不正使用の場合の措置)

第8条 協賛店舗等は、パスポートカード不正使用の疑いがあるときは、その状況を県に通報することができる。

2 市町村は、住民からパスポートカードが不正に使用されている旨の通報を受けたときは、その状況及び当該対象世帯の情報を県に通報すること。ただし、住民からの通報が当該カードの交付先を特定できるものでないときはこの限りでない。

3 県は、第1項及び第2項の通報を受けた場合、必要な調査を行い、不正使用が認められた場合は当該パスポートカードの返還を求める。

4 パスポートカードを不正に使用し、パスポートカードの返還を行った者に対する再交付は認めない。

(個人情報管理)

第9条 本事業の事務を遂行する過程で得られた個人情報は、次の各号に該当する場合以外に利用してはならない。

(1) パスポートカードの交付、返還及び前条に規定する不正使用の疑いがある場合に県が行う必要な調査。

(2) 本事業の効果測定又は事業内容を改善するために行うアンケート等の調査。

(協賛店舗等募集)

第10条 協賛店舗等の募集については別途要領を定める。

(他県との連携)

第11条 県は、本事業の目的を達成するため、本事業と同趣旨で実施されている他県の事業との連携を図る。

2 連携している他県のカードについては、「交付申込書」(様式第6号)の提出を受け、他県のカード交付要綱等に基づき交付する。

3 連携している他県における本県発行のパスポートカードの交付は、一世帯に1枚の交付とし、カード裏面の所定の位置に、未子の氏名及び生年月日を記載させる。

附 則

この要綱は、平成19年7月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年11月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年 3月30日から施行する。

(別表1) パスポートカードの意匠

パスポートカード[86mm×54mm]4色表面



パスポートカード他県交付用[86mm×54mm]4色表面
(広域連携している県の県民が使用するカード)



パスポートカード[86mm×54mm]1色裏面

子どもの氏名	生年月日/平成 年 月 日
--------	---------------

【注意事項】

- 上の欄に子どもの氏名及び生年月日を記入してください。
- 対象年齢を過ぎた場合は、お住まいの市町村にカードを返還してください。
- 家族以外の方への貸し借りなど不正に使用したことが確認された場合は、有効期限にかかわらずカードの返還を求められます。

各種サービスの提供は、協賛店の御厚意によるものです。

協賛店検索サイトへ 右のQRコードで接続できます。

連絡先/福島県子育て支援課 TEL.024-521-7198
http://www.pref.fukushima.jp/angelnet/kosodate_ouen/passport_index.html



(別表2) シンボルマークの意匠

(1) カラー(背景カラー)バージョン

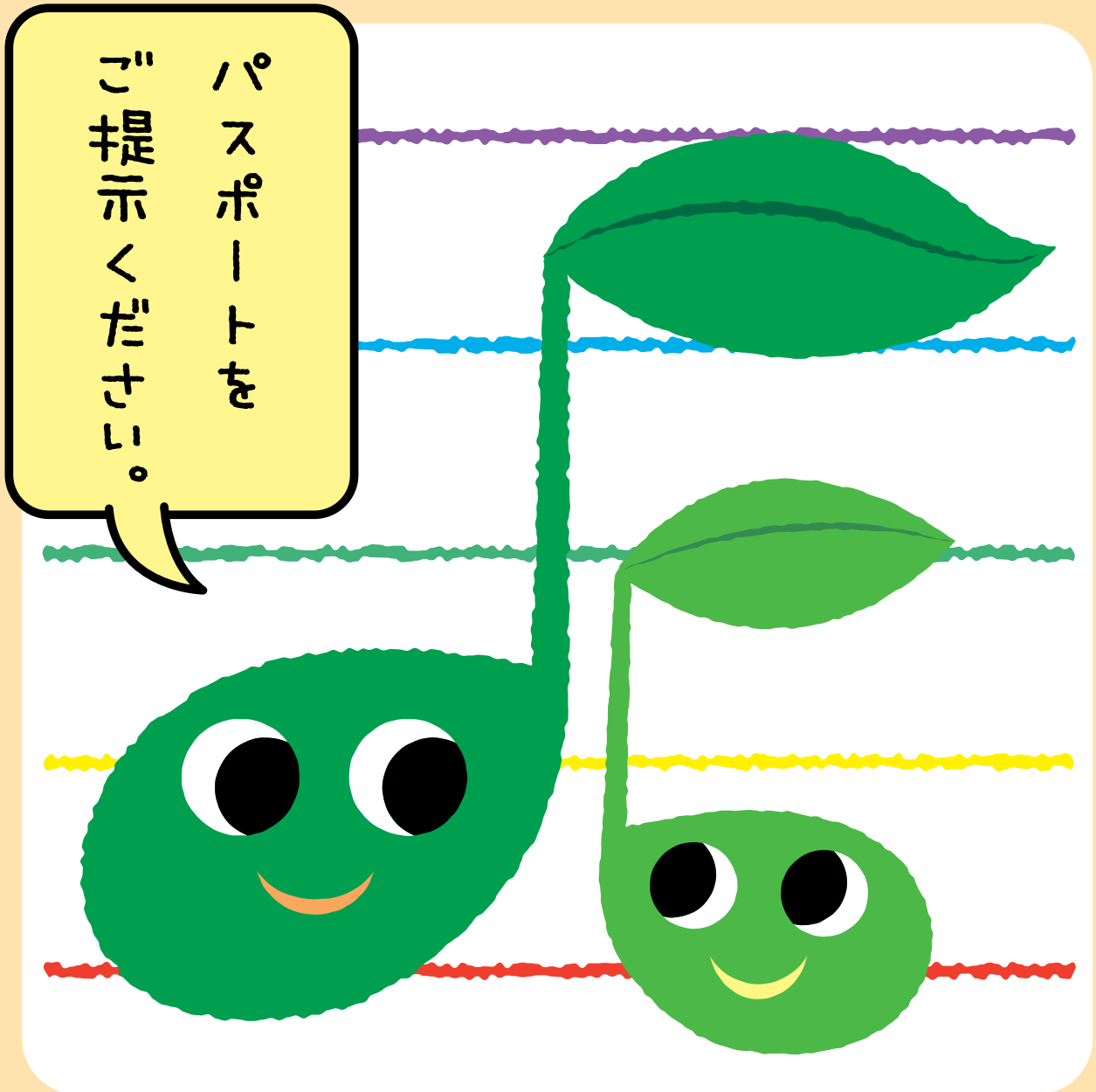


(2) カラー(背景ホワイト)バージョン



(3) モノクロバージョン





パスポートを
ご提示ください。

ファミたんカード 協賛店

福島県子育て応援パスポート事業

「子育て応援パスポートカード」交付申込書

カードの交付対象は「子ども」で、一人に1枚の交付が受けられます。
「子ども」とは、18歳に達した後の最初の3月31日を迎えるまでの方です。

平成 年 月 日

市町村長 様

(申込者)住 所
氏 名

(電話： - -)

カード交付対象者との関係

住民登録地と実際の居住地が異なる場合 居住地

- この申込記載事項を確認するため、住民登録簿(外国人の場合は、外国人登録原票)を閲覧されることについて承諾します。
- 交付を受けたカードは、下記の子どもとその家族のみが使用し、それ以外の者に使用させることはいたしません。

記

パスポートカードの交付を受ける子どもの氏名等

氏 名	性 別	生年月日			
	男 ・ 女	平成	年	月	日
	男 ・ 女	平成	年	月	日
	男 ・ 女	平成	年	月	日
	男 ・ 女	平成	年	月	日
	男 ・ 女	平成	年	月	日

(注意事項)

- カードの交付を受けた場合は、裏面の所定の位置に子どもの氏名及び生年月日を記入すること。
- 協賛店舗等のサービスを受ける場合は、カードを提示すること。
- 子どもが18歳に達した後の最初の3月31日を過ぎた場合など、カードの交付対象者でなくなった場合は、カードを市町村に返還すること。
- 県外に転出する場合は、返還届けとともにカードを市町村に返還すること。
- 協賛店舗等から不正にカードを使用した旨の通報があったときには、県の担当者が調査する場合があります。また、不正使用が認められた場合は、カードの返還を求めます。
- 申込書に記載された個人情報にはカード交付事務に使用するほか、カードを利用する皆さんの意見を伺うためのアンケート調査等に使用することがあります。

----- (以下、事務使用欄) -----

(1) 資格を確認した資料等(該当する資料等に 印)

住民登録	外国人登録原票	保険証	その他(具体的に)

(2) 管理用データ

交付年月日			備考(変更等)
・	・		

(様式第2号)

「子育て応援パスポートカード」
カード記載事項の変更届

今お持ちのカードを返還していただき、新しいカードを交付します。

平成 年 月 日

市町村長 様

(届出者)住 所

氏 名

(電話: - -)

カード名義人との関係 _____

既に交付を受けております「子育て応援パスポートカード」について、記載事項に変更が生じたのでカードを添えて届け出ます。

なお、届出事項の確認のために、住民登録情報(外国人の場合は、外国人登録原票)を閲覧されることについて承諾します。

記

変更事項

変 更 前	変 更 後

----- (以下、事務使用欄) -----

(1) 資格を確認した資料等(該当する資料等に 印)

住民登録	外国人登録原票	保険証	その他(具体的に)

(2) 新たに交付したカード

交付年月日			備考
・ ・			

(様式第3号)

「子育て応援パスポートカード」
再交付申込書 (紛失届)

紛失して再交付が不要の場合は「再交付申込書」を二重線で消してください。

平成 年 月 日

市町村長 様

(申込者)住 所

氏 名

(電話: - -)

カード名義人との関係

(パスポートカードを紛失したので届け出ます。)

紛失して再交付が不要の場合は、以下記入不要

既に「子育て応援パスポートカード」の交付を受けておりますが、下記の理由により再交付を申し込みます。

記

1 再交付申込みをする理由

(紛失した状況又は破損した状況)

カードを破損した場合は、再交付申込みの際、そのカードを返還してください。

なお、この場合は、「子育て応援パスポートカード」返還届出書(様式第4号)の提出は不要です。

(以下、事務使用欄)

(1) 資格を確認した資料等(該当する資料等に 印)

住民登録	外国人登録原票	保険証	その他(具体的に)

(2) 新たに交付したカード

交付年月日			備考
・	・		

(様式第4号)

「子育て応援パスポートカード」
返 還 届 出 書

平成 年 月 日

市町村長 様
(届出者)住 所

氏 名

(電話: - -)

カード名義人との関係 _____

すでに「子育て応援パスポートカード」の交付を受けておりますが、下記の理由により返還します。

記

返還する理由(いずれかに を付ける。「2 その他」の場合は、その理由を記載すること。)

- 1 県外への転出
- 2 その他

--

----- (以下、事務使用欄) -----

管理用データ(返還パスポートカード)

返還年月日	備考(変更等)
. .	

(様式第5号)

子育て応援パスポートカード交付枚数報告書

福島県子育て支援課 あて

市町村名 _____

基準日 _____ 年 _____ 月 _____ 日現在

【担当者】

所属職氏名
電話
F A X
e-mail

前回までの報告数(累計)(A)	今回交付数(B)	返還等を受けた数(C)	累計交付数(A)+(B)-(C)	備考
枚	枚	枚	枚	

e-mail又はF A Xにより報告すること。

報告先e-mail kosodate@pref.fukushima.jp

F A X 0 2 4 - 5 2 1 - 7 1 9 8

(注) 次の基準日現在のカード交付状況について、報告してください。
なお、報告の期限は、各基準日から10日以内とします。
基準日は、4月1日、7月1日、10月1日、1月1日とします。

(様式第6号)

(他県の連携事業カード名を記載する。) 交付申込書

(あて先)

福島県知事

私は、次のとおり子育て家庭優待カードの交付の申し込みをします。

平成 年 月 日

住所	〒 - 福島県	
電話番号	()	
(フリガナ)	氏	名
申請者氏名		

交付希望のカードにつけてください	県名	対象者 (該当するところにチェックを入れてください)
		18歳未満の子どもがいる 18歳に達した後の最初の3月31日を迎えるまで 世帯に妊娠中の方がいる
		上記の記載例のとおり、連携県におけるカードの交付条件を整理する。

必要事項を記入の上、対象者を確認できる書類(住民票(子どもを含む世帯分が確認できるもの)写し、健康保険証写し(子どもを含む世帯分が確認できるもの)、母子健康手帳写し等)と返信用封筒(宛先を記入し、80円(県以上のカード希望者は 円)切手を貼ったもの)を同封の上、申込先まで送付してください。

個人情報の取扱いについて

- ・皆様の個人情報は、厳重に管理します。
- ・皆様の個人情報は、申込を受けたカードをお届けする目的以外での利用は行いません。
- ・皆様の個人情報は、承諾がない限り第三者への開示・提供は行いません。

【申込先】

〒960-8670

福島市杉妻町2番16号(西庁舎7階)

福島県保健福祉部子育て支援課

TEL:024-521-7198